

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 荒尾市
 本事業の担当部局名 くらしいきいき課

事業メニュー	結婚新生活支援			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援			
個別事業名	荒尾市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日			
所要見込額 ※ (注) 1	3,000 千円	補助率: 1/2	(交付金所要額: 1,500 千円)	
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※ (注) 2	本市は「新・第5次荒尾市総合計画」において6つの政策方針を掲げており、結婚に関する政策方針については、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」において記載している。 その政策方針の具体的な取組み内容として以下の3つを掲げている。 ① 若い世代の結婚希望の実現 ② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ③ 子ども・子育て支援の充実 その中で、本個別事業は①の「若い世代の結婚希望の実現」に位置付けられた取組である。			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※ (注) 3 国費を活用した事業開始年度: 平成29年 1. 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に対する支援を行う。 2. 引越費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越費用に対する支援を行う。 【積算根拠】 10件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 1/2(補助率) = 1,500千円 【10件の算出根拠】 ・ H29の実績は6件。 ・ 本市が一部事務委託している有明広域行政事務組合による結婚活動支援事業ではH29に11人の成婚実績が出ている。有明広域行政事務組合の事業が拡大している中、今後も同様以上の成婚件数が見込まれ、本事業の対象世帯も増加することが見込まれる。 ・ 有明広域行政事務組合の成婚実績から算出すると11件とするところであるが、予算の制約により、今回の対象世帯数は10件とする。			
	・ 個別事業の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標 ※ (注) 4	・ 支給世帯実績/支給見込み世帯数の割合: 100%(10件) ・ 結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」: 60%以上 ・ 結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に支援されていると感じた世帯の割合」: 70%以上 <参考指標> 「新・第5次荒尾市総合計画(2015-2019)」における少子化対策に係る数値目標 ・ 合計特殊出生率 1.74(平成25年度) ⇒ 1.80(平成31年度) ・ 年間出生数 447人(平成25年度) ⇒ 415人(平成31年度)		
	・ 都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※ (注) 5	熊本県と連携して移住定住ポータルサイトなどで、本支援制度等を情報発信することで、事業の広報啓発を促進する。		

<p>・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 6</p>	<p>不動産事業者や結婚式場にチラシ配置等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を共有する。</p>
<p>・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注) 7</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)</p>
<p>・委託契約の有無及び契約方式 ※(注) 8</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無 ----- □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約[事業の内容:] (①を除く) [随契約の理由:]</p>
<p>・システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注) 9</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有(取組名:) □無 □有の場合の担当部局:</p>

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。